

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 号
2 0 1 5 年 7 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

大阪仕業検査車両所における外注化の「偽装請負」に関する申し入れ

7月1日より大阪仕業検査車両所において仕業検査業務の新たな外注化が実施された。実施前の業務委員会でも多くの問題点について組合から指摘し議論しているが、職場でも様々な問題点が発生している。仕業検査業務の一部をSEK（新幹線エンジニアリング（株））へ委託しているが、実際の検査業務の実態は、請負会社との関係が正常な請負関係ではない「偽装請負」の法律に抵触する関係となっている。

よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 大阪仕業検査車両所の仕業検査業務においてSEKへ委託している請負作業が法律に抵触する「偽装請負」となってる。ただちに仕業検査体制の見直しをはかること。
2. SEKへ業務委託している契約内容を明らかにすること。
3. SEKへの委託内容は、委任契約か請負契約か明らかにすること。
4. 仕業検査業務の委託において、契約担当役は運輸営業部長、監督員指定は大阪仕業検査車両所長でいいのか明らかにすること。また、大阪仕業検査車両所の中で監督者は誰を指定しているのか明らかにすること。
5. 会社が作業の責任者としているA担、A担に代わって業務上の連絡の必要が生じるB担を、会社は契約上また、工事の施工上どのような位置付けとしているのか。明らかにすること。
6. D担当（SEK社員）施工の修繕結果の確認は、A担当（JR）に完了報告を行い確認することになっているが、この結果は工事完了検査になると考えられが、会社の見解を明らかにすること。
7. 東京仕業検査車両所の「仕業検査作業マニュアル」によると、作業責任者の業務で「各

担当者の業務内容把握及び技術指導を行う」との記述がある。大阪仕業検査車両所においても同マニュアル内容に沿った指導、指示が行われている。請負契約では請負側に指導は出来ないはずであるが、会社の見解を明らかにすること。

8. 仕業検査業務の請負契約は車両検査工事であるが、設備・資材・機材・工具にいたるまで発注側（JR）の負担でSEKへ業務委託している現状は請負契約上では問題である。会社の見解を明らかにすること。
9. 大阪仕業検査車両所の現場詰所では、発注側（JR）社員と、委託側（SEK）社員とが発注側（JR）設備である詰所を一緒に使用している。この実態は請負契約上、問題である。会社の見解を明らかにすること。
10. 会社が委託している車両検査工事において、会社が委託会社に求めている成果物は何か明らかにすること。
11. 車両検査工事を業務委託した場合、工事（車両検査）終了時に竣工検査が必要である。会社は何を確認検査しているのか明らかにすること。
12. 仕業検査業務の実態はグループ作業であり、検査担当者から作業指示し、作業者が指示を受ける関係は避けられない実態となっている。この実態は限りなく「偽装請負」の状態であり法的にも指導・指摘を招くことになり、結果会社、社員のためにはならない。会社の見解を明らかにすること。

以上